

飯塚市長交際費の支出及び情報公開に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、飯塚市長及びその代理者（以下「市長等」という。）が、外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の種別、支出範囲、支出基準及び支出内容の公表について、必要事項を定めることにより、行政運営の一層の透明性を図ることを目的とする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 飯塚市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 飯塚市政の伸展に功績があったもの
- (3) 飯塚市側の重大な過失による事故等にあったもの
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第3条 交際費は、前条各号に掲げるものとの交際において、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める経費に支出することができるものとする。

- (1) 会費 市長等が出席する会費制の懇親会、祝賀会等の参加に係る経費
- (2) 慶祝 市長等が出席する慶事、総会、各種行事等に係る経費
- (3) 弔慰 葬儀、初盆における香典、供花等の支出に係る経費
- (4) 見舞 病気、事故見舞時に係る経費
- (5) 贈答 市政運営上必要な相手への土産代又は記念品代に係る経費
- (6) 協賛 公益性が高く趣旨に賛同できる経費
- (7) 激励 公益性を高める団体又は個人を激励するために係る経費

但し、全国大会等出場報奨交付要綱において助成したものを除く。

- (8) 接遇 市政運営上必要と認められる場合の接遇に要する経費
- (9) その他 市政運営上、市長が特に支出する必要があると認められる経費

(交際費の額)

第4条 交際費として支出する額は、別表に定める額とする。

(公表)

第5条 市長は、次の各号に定める事項について、公表しなければならない。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分

(3) 支出金額

(4) 支出内容

(公表の時期及び方法)

第6条 交際費の公表は、支出した交際費について、当月分を翌月の末日までに飯塚市ホームページへの掲載により行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 交際費の公表にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年飯塚市条例第20号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行うものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な基準は、別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年2月6日から施行し、改正後の飯塚市長交際費の支出及び情報公開に関する基準は令和5年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第 4 条関係）

区 分		金 額
会費		実費
慶祝	祝儀又は生花	祝儀は 10,000 円以内※ 生花は 18,000 円以内
弔慰	香典又は供花	香典は 10,000 円以内 供花は 18,000 円以内
見舞	病気見舞	10,000 円以内の金品
	事故見舞	5,000 円以内の金品
贈答	手土産・記念品	10,000 円以内の品
協賛	協賛金又は生花等	協賛金は 30,000 円以内 生花は 18,000 円以内 名刺広告は 20,000 円以内
激励	激励金	30,000 円以内
接遇	懇談会費	一人 6,000 円以内
その他市長が認めるもの		社会通念上、妥当と認められる額

※祝儀は、市長の他、副市長等複数出席する場合は、一人につき 10,000 円を超えない範囲で加算する。